



特許公報を見ると、その技術の専門用語だけでなく、特許公報くらいでしか見かけない特殊な表現が多いように思います。ネットで検索しても、結局意味がよく分かりません。弁理士や前任者に尋ねることなく、自分で学んだり、調べたりする方法はありますか。

(神奈川県 K. T)



1. 特許用語とは

特許請求の範囲や明細書中で、『広辞苑』に代表されるような一般的な辞書に載っておらず、しかも学術用語でもない特殊な言葉が使用されている場合があります。こういった特殊な言葉は、「特許用語」等と称されます。

さまざまな特許用語が使われていますが、大きく分けると以下の2つの類型があるように思われます。

(1) 辞書に載っていない用語

(2) 辞書の意味と異なる意味で使われている用語

(1)の代表例としては「係合」や「当接」など、(2)の代表例としては「離間」などがあります。

2. 特許用語の問題点

特許の審査や権利範囲を解釈する際には、特許請求の範囲や明細書に記載された言葉の意味を解釈する必要があります。言葉の意味を解釈する場合には、一般的な辞書や学術用語集を参照し、それらに記載されている意味をもって解するのが大原則です。しかしながら、辞書等に用語が載っていない場合には、他の手段で言葉の意味を解釈す

る必要があります。

ちなみに、他の手段を使ったとしても意味が分からない場合や、1つの意味に定めることができない場合には、発明自体が不明確であるとして出願が拒絶されたり、特許権が無効になったりするリスクがあります。

また、出願人が意図していた意味とは異なる解釈をされるリスクもあります。特許出願ではなるべく特許用語を使わず、辞書に載っている平易な言葉を用いて説明することが好ましいでしょう。

3. 特許用語の解釈方法

特許用語を解釈する場合には、言葉を構成する漢字自体の意味と、使われている文脈からその意味を解釈します。類型(1)の例では、

「係合」＝「係り合うこと」

「当接」＝「当たり接すること」

というように解釈されます。

また、類型(2)の例では、「離間」を辞書の意味で解釈すると、「相互の伸をさくこと。伸たがいさせること」となります。ここで、「A部材とB部材とが互いに離間して配置され」という文章の意味を辞書どおりに解釈す

れば、「A部材とB部材とが互いに伸たがいさせるように配置される」となり、日本語として意味が通じなくなってしまいます。

このような場合には類型(1)と同様に「離間」の漢字自体の意味に基づいて、「離」は、「はなす。とおどける。わける」等の字義を有し、「間」は、「あいだ。物と物のへだたり。すきま」等の字義を有するため、「離間」とは「物と物とのあいだをはなす」という意味で解釈すべきであると考えられます(東京地判平成6年8月31日・平成3年(ワ)9782号)。

4. まとめ

明細書等の用語は平易な文言を使用すべきです。また、文言解釈の場合には、明細書や図面などの書類全体からその意味を解釈すると分かりやすいでしょう。

5. 特許用語集の紹介

特許用語の解釈を含んでいる判決文では、しばしば『特許技術用語集(第三版)』(日刊工業新聞社)が引用されていますので紹介します。皆さんの参考になれば幸いです。